

### 第3章 分限・懲戒

#### 島原地域広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

昭和46年4月30日条例第6号

改正 平成元年9月7日条例第2号 令和2年1月10日条例第1号

令和2年3月25日条例第2号 令和7年3月21日条例第5号

#### (目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任免職及び休職の手続及び効果に関し規定することを目的とする。

#### (降任、免職及び休職の手続)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行なわせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行なわなければならない。

#### (休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であつてもその事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 第1項の休職者が復職後1年以内に更に同一疾病による休職の事由が生じた場合には、前後の休職期間は通算する。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者は、休職の期間中別に定めるものを除くほか、いかなる給与も支給されない。

#### (失職の例外)

第5条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故により、拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状によりその職を失わないものとしてすることができる。

2 前項の規定により、その職を失わないものとされた職員が、その刑の執行猶予を取り

消されたときは、その取消しの日とその職を失うものとする。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年9月7日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年1月10日条例第1号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(島原地域広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

2 島原地域広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「3年をこえない範囲内」を「3年を超えない範囲内」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

附 則 (令和2年3月25日条例第2号抄)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(島原地域広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 島原地域広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁こ」を「禁鋼」に改める。

附 則 (令和7年3月21日条例第5号)

(施行期日等)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることととされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部

を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。